

四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 9 8 7 号

平成 28 年 7 月 4 日

月 曜 日

目 次

訓 令

○四日市港管理組合職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令 (総務課) 2

訓 令

四日市港管理組合訓令第 3 号

序 中 一 般

四日市港管理組合職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成 28 年 7 月 4 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令

四日市港管理組合職員の服務に関する訓令（昭和 56 年四日市港管理組合訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項中「夏季における朝型勤務」を「時差出勤勤務」に改め、「早く」の次に「、又は遅く」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1 - 1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
